

令和6年 第6回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年6月14日					
3. 開催通知の期日	令和6年6月14日					
4. 招集期日	令和6年6月27日					
5. 招集場所	町文化センター 3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 佐藤次雄					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	佐藤次雄					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	小坂勇二	出	12	渡辺輝子	出
	2	富澤博文	出	13	小池俊治	出
	3	関 正秀	出	14	小古井英雄	出
	4	湯本幸作	出	15	白鳥金次	出
	5	佐藤和彦	出	16	湯本 浩	出
	6	藤浦忠広	出	17	小林 貴	出
	7	山口 剛	出	18	望月美知子	出
	8	齊藤蝶次郎	出	19	山本和幸	出
	9	下田健志	出	20	福井敏彦	出
	10	月岡徳一	出	21	佐藤次雄	出
	11	栗林和仁	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		坂口俊明			出
	書 記		春原哲男			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		市川 凌			出
	書 記		小林万里奈			出

11. 報告事項

- 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第16号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

- 報告第17号 農地法第3条の規定による許可申請について



ございません。  
以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、先に進みます。  
(2) 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。  
報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月2件です。  
2件ともに、賃借人は〇〇の〇〇〇〇となります。  
1件目、所在地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇他2筆、現況地目畑、合計面積670平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。  
2件目、所在地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、面積746平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。解約に至った理由ですが、賃借人の労力不足によるためとなります。  
以上2件、報告します。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告事項につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、先に進みます。  
(3) 報告第16号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いいたします。報告第16号 農地法施行規則第29条第1号による届出について、こちら所有する方が農地へ農業施設を建てるという案件で、今月1件でございます。所在地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇〇〇、台帳地目畑、現況地目畑、面積は614平米のうち173.31平米、農地区分は2種農地に該当し、事由ですが、農業用倉庫の建築となります。申請人は、〇〇の〇〇〇〇、事由として収穫物の置場、資材の置場及び選別荷造り作業場として農業用倉庫を使用するということとなります。  
位置図を17ページ、公図の写し、その他資料として18ページから21ページに載せています。場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇から東に約127メートルの農地となります。  
以上、報告します。

議長 ありがとうございます。  
ただいまの報告事項につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、先に進みます。  
(4) 報告第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月1件です。  
申請人、渡人は、〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2万5,562平米、家族総数1、稼働人員1、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼ

ロ、家族総数2、稼働人員2。申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇ー〇、現況地目畑、合計面積817平米、契約内容は売買で、価格は50万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、空き家とともに隣接する農地を売却するため、受人につきましては、移住のため、空き家及び隣接する農地を購入し、野菜の栽培をされるとのこととです。

位置図を22ページ、公図を23ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇から約100メートルほど北に位置する農地となります。

以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは、この件につきまして補足説明をお願いいたします。  
1番の案件について、小池委員、お願いいたします。

小池委員 この土地ですが、四、五年前から誰も住んでいなくて、〇〇〇〇さんが管理している土地でして、畑にしていたんですが、〇〇〇〇さんは、もともと〇〇の方で、〇〇からこちらに移住をして、数年後には野菜を作りたいということでおいでになられていて、別段問題ないかと思しますので、よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。  
ただいまの案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)  
いらっしゃらないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。  
次に進みます。(5)議案第18号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料7ページをお願いします。議案第18号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月新規設定が12件、再設定が6件の計18件です。  
1件目、2件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇が2筆、現況地目畑、合計面積1,364平米、利用権の種類は賃借権で、5年の設定でリンゴの作付を予定しています。賃料は全体で2万円の新規設定となります。  
3件目、4件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇他6筆、現況地目畑と田、合計面積7,598平米、利用権の種類は使用賃借権で、10年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。  
5件目から7件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ー〇、現況地目畑と田、合計面積3,328平米、利用権の種類は使用賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は無償の新規設定となります。  
8ページをお願いします。8件目、設定を受ける者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、設定する者、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇他2筆、現況地目畑、合計面積4,578平米、利用権の種類は使用賃借権で、3年の設定でソバの作付を予定しています。賃料は無償の再設定となります。



議 長 ありがとうございます。  
それでは、1番の案件について質問のある方いらっしゃいますか。(なし)  
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
賛成の方全員で可決されました。  
2番についても同じということですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
それでは、3番と4番の案件について、望月委員より補足説明をお願いいたします。

望月委員 ○○さんは○○○のほうにいらっしゃっていて、畑は○○○○さんをお願いしてあるということです。畑のほうですが、もういつソバをまいてもおかしくないぐらいきれいに起こしてありました。  
また、○○○○○さんのほうも、もう何年も○○○○○さんをお願いをしてソバをまいてもらうということになっていまして、再設定ですので問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
3番の案件につきまして質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
4番の案件について、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。  
それでは、5番から8番、補足説明を福井委員、お願いいたします。

福井委員 いずれの案件も、○○○○○○○○でソバを作っておりまして、個々にお話を伺ったところ、これまでも何事もなくやっこられており、問題はないと思います。  
あと、5番、6番、7番の案件ですけれども、設定を受ける者が、今までの名義だった人が高齢で会を脱会するというので、○○さんが新しい名義人になりまして新規設定ということになっております。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。  
同じ○○○○○○○○の仲間ということですね。

福井委員 そうです。

議 長 それでは、5番の件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。可決いたします。  
6番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。  
7番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成、可決いたします。  
8番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

9番から10、11番の補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 ○○さんは、ビール麦を作るということで畑を耕しておられました。ほかには酒米も作っておられます。○○○○さんは、今○○○○におられて、後継者もこちらにいらっしゃらなくて、借りてくださいということですので、○○さんもビール麦を試験取って大丈夫だと思います。

あと、10番、11番は、○○さん、○○さんは田んぼですが、以前人に貸していたのですが、返されて、作る人がいなくて困っておられたところ、○○さんが作ってくれるということになりましたので、問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、9番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

10番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

全員賛成で可決いたします。

11番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

なければ採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

12番の案件について、補足説明を富澤委員、お願いいたします。

富澤委員 ○○○○さんの関係なんですが、再設定ということで、引き続き大丈夫だと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

ただいまの12番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

13番の案件につきまして、佐藤委員、補足説明をお願いいたします。

佐藤委員 ○○○○さんですけれども、○○さんの畑を一昨年より借りていたそうです。ここで新たに利用権を設定したいということで申出がありました。2年間しっかり耕作されていたので、特に問題ないと思います。よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。

13番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)

ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

14番と15番の案件の補足説明を渡辺委員、お願いいたします。

渡辺委員 14番の○○○○さんの土地ですが、過去に別の方が耕作されていて、もう一年頑張るとおっしゃっていたんですが、御主人が春先にけがをされて、畑を耕作することが難しいということでありまして、○○さんは隣の土地でリンゴを作っていますので、○○さんがこちらの土地も一緒に作るということになりまして、今回の

設定になりました。〇〇さん、そして御家族とも一生懸命農業をやっていますので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

15番の〇〇さんは、前回から設定をして管理しています。今のところ草刈りの管理ですが、いずれはリンゴの栽培に適している土地だということなのですが、隣でシャインマスカットを作っているそうなので、もしかしたらブドウもいかなどというふうにもいろいろ考えて管理していらっしゃると思います。再設定ですので、大丈夫だと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

14番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に入ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

15番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
全員賛成で可決いたします。

16番、17番の説明なのですが、その前に関係する方、退席といたしますか、お願いします。(藤浦委員、小池委員退室)

16番と17番の補足説明を齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 〇〇さんは、伝統野菜の前坂大根のクラブみたいなことでやっておられます。そこで、〇〇さんのところを借りて伝統野菜を皆さんで作るということですので、問題ないと思います。

〇〇さんの場合は、〇〇〇〇さんですが、現在寝たきりで農業ができない状態でおられます。〇〇さんにすれば、これからのリンゴは標高の高いところじゃないとなかなかいいものがないということで、ぜひ貸してくれということで借りられたそうです。両方とも問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

16番の案件について質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

17番の案件につきまして、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

それでは、2名の方ありがとうございます。小池さん、藤浦さんの件、可決されましたので、どうぞ。(藤浦委員、小池委員入室)

18番の案件につきまして、補足説明を湯本幸作委員、お願いいたします。

湯本幸作委員 〇〇〇〇〇さんの畑なのですが、以前遊休農地というか、草が生えている畑だったんですが、たまたま〇〇さんが借りている畑のすぐ近くなので、どうしてもこれはやりたいということなので、遊休農地が1つ解消できるという感じなので、問題ないと思いますけれども、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

18番の案件、質問のある方、挙手願います。(なし)  
ないようですので、採決に移ります。賛成の方、挙手願います。(全員挙手)  
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。



議事については以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。

<その他> 2024年度「農業委員・推進委員等の公務災害補償制度」加入について  
当面の日程について

会長代理 それでは、以上をもちまして、第6回定例総会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時38分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---